農業資材審議会第3回種苗分科会議事録

日時:平成16年4月22日(木)

会場:三田共用会議所第2特別会議室

時間:10:26~ 11:55

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 委員紹介
- 3. 農林水産省あいさつ
- 4. 分科会長あいさつ
- 5. 議事
- (1)諮問事項説明
- (2)審 議
- (3)その他
- 6. 閉 会

○種苗課長 おはようございます。定刻よりちょっと早いのですけれども、先生方皆さんおそろいになりましたので、ただいまから農業資材審議会種苗分科会を開催させていただきます。

私、種苗課長の竹森でございます。本日は本当に御多忙のところ御出席いただいましてありがとうございます。

議事に入りますまでの間、私の方で司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきまして、概ね 12 時までを予定しておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、現在、種苗分科会定数が 20 名でございますが、本日は 19 名の委員の御出席をいただいておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定によりまして、本分科会が成立していることをまず御報告申し上げます。

次に、委員の先生方のお名前を紹介させていただきたいと思います。ちょっとその前に御報告ですけれども、前分科会長の渋谷委員、それから分科会長代理でいらっしゃいました伊東委員、それから吉田委員の3名と、有賀臨時委員の任期が通算で10年を超えるということになりましたために、昨年10月で、御退任をいただくということになりまして、それにかわりまして土肥委員、それから西村委員、岩垣委員、それから鬼頭臨時委員に新たに委員に就任をしていただくということになりました。

それから、分科会長には前渋谷委員が退任をされたということで、委員の皆様方には事前

に御了解をいただきまして、土肥委員に分科会長をお願いをすることになりましたので是非 御承知おきください。

それでは、委員の御紹介をしたいと思います。お手元に委員、臨時委員名簿があるかと思いますがご覧いただければと思います。この名簿順に御紹介をさせていただきたいと思います。

(各委員の紹介)

○種苗課長 それでは、あらかじめお手元に配布しております資料の確認をしたいと思います。 お手元に資料の1、諮問書(写)、それから資料の2、農林水産植物の重要な形質の変更について、それに続きまして参考資料として、種苗法・農業資材審議会 関係法令集、その後に種苗分科会に懇談会資料というもの、最後に植物の DNA 品種識別についての基本的留意事項というものがあるかと思います。よろしいで しょうか。

それでは、会議を始めるに当たりまして、私どもの審議官であります染審議官から一言ごあいさつを申し上げます。

〇染審議官 司会から紹介がございました農林水産省の生産局審議官の染でございます。 本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、この第3回農業資材審議会の 種苗分科会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日ごろからこの種苗行政の推進のみならず、農政の推進あるいは農業の振興に多大な御尽力と御理解をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、前回の分科会は平成 13 年 12 月に開催されたというふうにお伺いしております。もう 既に2年ちょっとが過ぎているという状況でございますが、その後、新品種の育成者権を含め ました知的財産を巡る状況は大変大きく変化してきております。

皆様が御承知のように、知的財産の創造、保護、活用は日本経済再生の最重要課題となっております。平成 14 年 11 月に知的財産基本法が制定され、これに 基づき昨年3月に、知的財産戦略本部が設置されますとともに、7月には知的財産推進計画が決定されました。現在、この計画に基づきまして各種の施策が推進 されているところでございます。

植物新品種の育成者権につきましても、昨年種苗法を改正いたしまして侵害に対する罰則の適用範囲を収穫物にまで拡大するとともに、罰金の上限を、法人につきましては1億円にするなど権利の保護強化に努めているところでございます。

さらに、昨年の関税定率法の改正によりまして、育成者権の侵害物品が輸入禁制品となり、輸入の差止めが可能となりました。昨年 12 月には新品種であるイ グサのひのみどりが不法に中国で増殖され、畳表として輸入されている可能性があるとして、熊本県が税関に対し輸入差止めを申請いたしました。申請は受理さ れまして、現在全国の税関で調査が行われているところでございます。

農林水産省といたしましても、独立行政法人種苗管理センターにおきまして DNA 分析を実

施するなど、税関の取り組みに対して協力をいたしておりますとと もに、侵害に対する育成者への支援といたしまして、種苗管理センターで品種類似性試験を実施するなど対応を強化しているところでございます。

優秀な種苗の育成、保護、活用は農業の国際化をする中で、日本農業が新たな展開を図っていく上で重要な鍵であると考えております。農林水産省といたしましても、優秀な種苗の育成、保護、活用に向けまして、育成者権の保護の拡大、試験研究の充実などに努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

また、特にそのような中で、ともすれば我が国の農業、もっぱら輸入に押されておるという状況でございまして、御存知のように日本の自給率は 40%というふうなところに来ているわけでございます。

そのようなところに派生いたしまして、今後は日本の農産物の輸出入も守りから攻めに変えていこうというふうな機運が大分生まれてきているところでござい ます。各県におきましても、各県が共同して、まさに輸出の戦略を立てていく、あるいは相手国の市場調査をやったり、あるいは戦略的な輸出をどうしたらいい のかというようなことを考えておるような状況でございます。

特に東南アジアでは、生活水準が格段と向上しておるという状況でございますので、我々も、我が国からの農産物の輸出への取組をいかに支援していくのかというのが、今後の大きな課題ではないかというふうに考えておる次第でございます。

そういうふうに考えた場合に、この植物新品種の問題は極めて重要な戦略的な武器になるのではないかというふうにも考えておる次第でございまして、我々としてはこれをいかに守り、またいかに生かしていくのかというのが極めて大きい問題だと思います。

ただ、残念なことに、現在アジアで UPOV に加盟しておりますのは中国と韓国のみでございますし、また加盟している国におきましても、その運用につきまして、多々いろんな問題が生じておるということもございますので、これをいかに解決し、先ほど申し上げましたような農作物の輸出入につきましても、守りから攻めに変えていく、これをどういうふうにしていくのかというのが大変大きな課題だというふうに考えていますので、どうか本日御出席の諸先生方におかれましては、いろいろと私どもに知恵を授けていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

最後になりましたが、今後とも委員の皆様方におかれましては、種苗行政への御理解と御 支援を一層賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただ きます。本日はよろしくお願いいたします。

○種苗課長 それでは、分科会長に議事進行をお願いしたいと思います。

最初に、分科会長に一言ごあいさつをいただいて、議事の方に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○分科会会長 早くから御苦労さまでございます。

当分科会は、植物の新品種の登録に不可欠な重要な形質の審議等を行うこととされておりまして、種苗法制度の適切な運営にとりまして重要な役割が与えられているところでございます。

かかる分科会の会長と、そのような重要な任務を到底耐えうるような資質を持ち合わせておらない、そういう重要な形質を備えていないことを重々承知してい るわけでございますけれども、ここにおいでの委員の方々は、それぞれの分野におきまして格別の御見識をお持ちの方々ばかりであると、そう承っておるところ でございます。

かかる皆様方のせっかくの御推薦をちょうだいしているということからいたしまして、お引き 受けをさせていただきたいと思っておりますけれども、それは皆様方の御協力、御支援をい ただくということのもとに考えております。

当分科会の適切な運営、円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきたいと思います。それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと存じます。

まず、本日の分科会ですけれども、これは議事を公開させていただいておりますので、その 旨御承知おきください。

早速ですけれども、まず分科会会長代理の指名を行いたいと考えております。農業資材審議会令第5条第5項の規定によりまして、分科会長に事故あるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名するものがその職務を代理するとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。

西村委員にお願いをしたいと考えておりますけれども、西村委員、よろしゅうございますでしょうか。

〇西村委員 はい。

〇分科会会長 ありがとうございます。それでは、西村委員に分科会会長代理をお願いいた します。

それでは、諮問事項でございます。

農林水産植物の重要な形質の指定につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〇審査室長 種苗課の審査室長の永田でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。これは諮問書の写しでございます。亀井農林水産大臣から農業資材審議会会長あてに種苗法第2条第6項の規定よる重要な形質の指定について諮問をするものでございます。

種苗法第2条第6項の規定により、別紙のとおり農林水産植物についての重要な形質を指定したいので、同項の規定に基づき、当審議会の意見を求めるというものでございます。

次のページが別紙でございます。この網掛けの部分が今回追加指定を求める重要な形質でございます。6でございますけれども、すぎについて、それからひのきについて、雄花の多

少及び雄花の花粉の多少を追加するものでございます。

続きまして、資料2をご覧いただきたいと思います。資料2の1ページ目でございます。御案内のとおり日本では5人から10人に1人がすぎ花粉症に悩まされているというような話があるほどに花粉症が最近社会問題化をしております。

花粉症の主な原因はすぎの花粉でありますけれども、その他に最近ではひのきの花粉なども原因とされているというふうに伺っております。このため、国ある いは独立行政法人林木育種センターあるいは県を中心に、花粉の少ないあるいは全く花粉のないすぎやひのきの品種開発が進められているところであります。

ここで念のために、種苗法でいいます農林水産植物の重要な形質について御説明をしておきたいと思います。恐縮ですが、3ページ目をご覧ください。

種苗法の第2条第2項で、品種とは重要な形質にかかる特性の全部、または一部によって 他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させるこ とができる一の植物体の集合をいうというふうにされております。

また、同条第6項で、農林水産大臣は農業資材審議会に意見を聞いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに第2項の重要な形質を定め、これを公示するものとするというふうにされております。

この農林水産省令に定める区分につきましては、下段にございます「すぎ等」という区分が ございまして、この「すぎ等」という区分の中にはからまつ属、あ かえぞまつ種、あかまつ種、 えぞまつ種、くろまつ種、それからすぎ種、とどまつ種、ひのき種、メタセコイヤ種及びりゅうき ゅうまつ種が含まれております。

恐縮ですが、再び1ページ目にお戻りください。

先ほど申し上げましたとおり、最近花粉の少ないあるいは全くないすぎやひのきの品種開発が進められておりますけれども、現行の「すぎ等」の重要な形質に は花粉に関する形質が含まれておりません。そのために、花粉に関する形質以外の形質が既存のすぎやひのきの品種に類似しており、花粉に関する形質だけが異 なっている品種というのは、現在、品種登録ができない状況にございます。

花粉が少ない、またはないということには2つの場合が考えられると思います。1つは花粉を生産する雄花が少ない、またはない場合。もう一つは雄花自体は正常につきますけれども、雄花の中の花粉の量が少ない、またはないという場合でございます。

この両方の場合に対応できるように花粉の少ない、またはない品種の育成をされているすぎ、ひのきについて、これらの品種を登録するための出願に対応でき るようにするために花粉に関する形質として、雄花の多少、それから雄花の花粉の多少、これを重要な形質に追加することを今回お諮りしたいと思います。

2ページ目をご覧ください。下線を引いたところが変更箇所でございます。それ以外は現行のままでございます。第6号のところでございますが、1行目にす ぎにあってはというふうに続いておりまして、その続きの中で、雄花の多少及び雄花の花粉の多少、それからひのきに

あってはというふうにありまして、その続きで下線部、雄花の多少及び雄花の花粉の多少ということでございます。

基本的な考え方につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございます。花粉をつくらないすぎ等と書いてありますが、花粉をつくらないすぎ等は花粉をつくらないだけではなくて、花粉の少ないというそういうすぎも入っているということでございます。

今回、ひのきについても、最近では花粉症の原因の1つとされておりまして、花粉の少ないひのきの育種、品種開発も進められているということから、ひのきについても同様に追加をしたいと考えております。

続きまして、3ページ目は先ほど御説明申し上げましたので省略させていただきまして、4ページ目のプレスリリースをご覧ください。

これは、昨年の2月 14 日に独立行政法人林木育種センターで花粉の少ないすぎ品種を開発したということでプレスリリースがされた資料でございます。詳しくは、本日お見えになっておられます独立行政法人林木育種センターの育種部長をされておられます〇〇臨時委員に後ほど補足説明をお願いしたいと考えておりますけれども、簡単に申し上げますと、林木育種センターでは雄花の着生が全く認められないか極めて少ないという、そういうすぎを 55 品種開発され、その原種を希望する県に配布することとされたということでございます。

これによりまして、以前から対応されていた 57 品種と合わせて花粉の少ないすぎというのは 112 品種になったということでございます。これらのすぎの品 種は、平年では花粉を生産しないか、または生産しても一般のすぎと比べて1%以下というふうにごくわずかで、花粉の飛散量の多い年でもほとんど花粉を生産 しないというふうなことが書かれております。

6ページ目でございますが、6ページ目はその花粉の少ないすぎ品種 112 品種の一覧でございます。後ほど〇〇臨時委員から御説明があるかと思います。

次に7ページ目と8ページ目をご覧ください。写真でございます。7ページ目は一般的なすぎの写真でございます。8ページ目は花粉の少ないすぎの写真でご ざいます。ごらんのとおり、一般的なすぎにつきましては多くの雄花をつけておりますけれども、花粉の少ないすぎというのは花粉を生産する雄花そのものがな いか、ほとんどないというものでございます。

続きまして、9ページ目から11ページ目の御説明でございます。これは無花粉すぎ、花粉の出ないすぎと、それから正常なタテヤマスギとを比較した写真で ございます。今回、開発されました無花粉すぎといいますのは、9ページの写真にありますように、雄花自体は正常についておりますが、雄花の中の花粉ができ ないという典型的な雄性不稔の品種でございます。これは、タテヤマスギの突然変異体から育成されたものでございまして、花粉がないこと以外はタテヤマスギ に非常に似ています。

この無花粉すぎというのは開花期になっても全く花粉が出ない。正常なタテヤマスギというのは葯の中に花粉がすき間なく詰まっているのに対して、無花粉すぎは葯の中に花粉が全くなくて葯が収縮しているということになっています。

11ページ目にその写真がございます。右側がタテヤマスギで、左側が無花粉すぎですけれ

ども、外見上も右の方は周りが黄色くなっておりまして、花粉が飛び散った状態ですけれども、左側はそういうのがない。下の方の雄花の断面の比較を見ると、右の方は葯の中に花粉がすき間なく詰まっておりますが、左側の方は花粉がなくて葯が収縮してしまっているということをあらわしております。

その原因ですけれども、12 ページをご覧ください。左側の正常なすぎというのは順調に成育をいたしまして成熟花粉を生産するわけでございますが、右側の無花粉すぎは花粉母細胞から4分子期までは正常に順調に成育をするわけでございますが、一核期になったときに徐々に花粉が肥大をし始めて、お互いに融合していき、最終的には完全に花粉が崩壊し、開花期になっても全く花粉を飛散させなくなるというものでございます。

続きまして、13ページはその花粉の崩壊過程をあらわした写真でございます。花粉母細胞、それから右の4分子期、ここまでは順調に成育するわけでございますが、これを過ぎて一核期になったときに徐々に花粉が肥大し始めて、お互いに溶け合ってというか融合していきまして、成熟期には完全に崩壊してしまい、最終的には花粉全体が崩壊してしまって、開花期になっても花粉が出ないという写真でございます。

なお、現在、すぎの登録品種というのは5品種ございまして、用材向きが3品種、それから 観賞及び緑化向きが2品種がございます。今回、この無花粉すぎと いうのは富山県から出 願されたわけでございますけれども、この富山県から出願された品種は、緑化向きの品種と して扱われるというふうに伺っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇分科会会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの永田審査室長の説明の中にもございましたけれども、林木の専門家である〇〇委員から補足の説明がございましたら、よろしくお願いいたします。

〇臨時委員 それでは、資料の4ページです。プレスリリースというのがございます。これに基づいて補足説明をいたします。

私ども林木育種センターでは、すぎあるいはひのき、いろんな樹種の精英樹を主体に扱っています。その中で、昭和60年ぐらいですか、花粉症の問題が非常にクローズアップされて社会的な問題になりました。それで花粉が少ないすぎ、これをもう一度詳しく調べてみようということで調査してまいりました。

最初、ここに書いていますように平成8年、それから 12 年、そして今回の3回に分けてそれぞれ発表しているわけですけれども、樹木の場合、1年、2年調べて、これでオーケーだという判定がなかなか難しゅうございます。

それで、例えば平成8年に発表したものですけれども、これは昭和 62 年ぐらいから 10 年間本格的に調査をやって、やっと平成8年に第1弾のものが出てきたということです。まず最初に取り組んだのは、東京都の周辺の県あるいは国有林で選抜されたすぎについて調べました。

その結果、15 品種のものが、花粉が少ない、または全くなかったということです。逐次調査範囲を広げ、全国レベルで調査いたしまして、現在 112 の品 種、すぎ精英樹が選ばれています。これを、都道府県の方に原種として配布しまして、そこから一般種苗として出していただくという体制で進めています。

現在、調査すべきすぎはもう少し残していますけれども、ひのきについても調査を進めています。これにはまだもう少し時間がかかると思いますけれども、多分花粉の少ないひのき品種が出てくるのではないかと思っています。

それから、もう一つは花粉が少ないということとは別に、実は花粉の中に含まれていて人体に悪影響を与えるアレルゲンの違いがあります。これは医学の方で研究されたわけですけれども、その中にアレルゲンとしてCryj1とか、Cryj2というのがございまして、その含有量がすぎの品種によって非常に違いがあるということもわかってまいりました。

ですから、すぎの花粉が少ない、それからアレルゲンの含有量が少ないという両方から攻めていこうということで、取り組んでおる状況でございます。 以上でございます。

○分科会会長 ありがとうございました。 ただ今の説明に関しまして、皆様の御審議をお願いいたします。

○委員 ちょっとよくわからないことがたくさんありまして、的外れなことを言うかもしれませんが。

今、具体的に出てきたものは、確かに花粉を飛散しない、花粉ができないわけですね。

それで、法律用語とすると、またどういうことがいいのか。あるいはもう一つ、こういうふうに出てきたものに対して具体的に記述していくのがいいのか、その辺が私には経験不足でわかりませんが、実は林木育種上の御専門の先生がお見えで御説明いただいたので、内容もよく御存知のことですが、実は雄性不稔の突然変異ということで言いますと、雄性不稔の内容にはいろいろありまして、まず、葯ができないところから、最後の花粉がもう十分できていても、いわゆる飛散するときに葯が裂開、あるいはとにかく花粉が外に出ていく機構があるわけですが、その裂開しないというところまでいろんな段階があるわけです。

そうしますと、これを一般化しますと、細かく、ちょっと詳細すぎてこの辺が規定していいのかどうかわかりませんが、花粉はたくさんできていても外に飛ばないという場合があるわけです。そういうふうなものを審査するときに、今回のものは確かにこれでいいと思うのですが、あとまた改正しなければだめなようなことが起こらないとも限らないと私個人は思うのです。その辺をどういうふうにしたらいいかちょっと御議論できればありがたいんですが。

〇審査室長 今、御指摘をいただきましたように、いろんな品種開発の可能性というのはある というふうに考えておりますけれども、今回につきましては、この ような形で雄花の多少、あ るいは花粉の多少ということにしておりますけれども、委員のおっしゃったようなそういう新た な形質のものが出てきたときには、そ の段階で再度御審議をいただいて重要な形質に加え るというようなことにしていきたいというふうに考えております。

- 〇委員 わかりました。
- ○臨時委員 ○○先生と同じことを考えていました。

例えば資料に 112 既に配布したものがあるわけです。それぞれ精英樹でもともと遺伝的には違うということがあるわけですが、例えば、112 のうちで幾つ かにタイプ分けして幾つか登録したとすると、後から同じようなのが出てきて、全く識別できないとか、花粉が出ないということだけでは識別できないが、実は そのメカニズムを見ると、〇〇先生のおっしゃったように花粉の多さと何かが少し違うというようなこともあり得るわけです。そこら辺は今、後からつけ加える か、もう少しはっきりわかってからつけ加えるということでしょうが、当面はその花粉の多少とか、こちらの方がやや多いとかの違いを言いながら識別して登録 していくということになるわけですね。

- 〇分科会会長 はい、ありがとうございました。
- ○○委員の先ほどの御意見は、葯というものに注目することが必要だということになるんで すか。
- ○委員 問題は、飛散するか、飛散しないのかのところになりますね。
- 〇分科会会長 そうすると、当面はこの花粉と、それから花粉の多少と、雄花の多少というと ころで当面はよろしいということになりますか。
- 〇臨時委員 その点で、確認をしたいと思います。百幾つも品種系統がありますね。その中に、今、〇〇委員がおっしゃったような事例があるのかどうか。もしあれば、これは緊急のものかどうかがわかるからそれを基に判断してはどうか。
- 〇臨時委員 私どもの観点は、雄花をつけるか、つけないかという調査の結果で、ついた花 粉が少し飛ぶか、飛ばないかというものです。多分、花粉の機能は持っているとは思うのです けれども、詳しく雄性不稔性まで調査してはございません。
- 〇臨時委員 こういう形質は、環境変動というのはどの程度あるかちょっと教えてほしいんですが。
- 〇臨時委員 皆さん御承知と思いますけれども、一般的に申しまして非常に気象条件、その 年その年の気象条件によって豊凶差がございます。

私ども試験地をあちこちにつくっていまして、その試験地をずっと調査して、それで年間の変動、それから地域の変動を一応押さえて、これならばまず間違いないだろうというようなことで公表したわけです。

- ○委員 少ないというのが、どういう程度なのかというのを、具体的に何かデータとか数字で、そういうものはあるんでしょうか。
- 〇臨時委員 ここのプレスリリースの資料にも確か書いていたと思うのですけれども、通常の

ものに比べまして100分の1ですね。1%程度、全くつけないか、本当にわずかしかつけないというものでございます。4ページのちょうど概要のところの2番目のところですね。花粉の少ないすぎ品種の文章の一番最後のところに、約1%以下ですというふうな状況です。

○委員 わかりました。

〇臨時委員 資料の6ページにあります表中の九州の欄を見ますと、県という字が品種名に入っています。が、しかし宮崎の高岡以下4品種には、県がつかないし他の地域では県がありません。これはどういう意味かご説明をお願いします。

〇臨時委員 それぞれの品種の頭に県が入ったり、入っていなかったりしています。これはいわゆる精英樹を選ぶときに、県と国と一応分けて選抜を行いました。県がついているのは、例えば宮崎県が主体になって選んだ精英樹ですよということで県をつけています。

〇分科会会長 ありがとうございました。

従来の重要な形質ということからして、このような花粉に着目した区別性というのは、従来からあるのですか、初めてですか。

- ○審査室長 従来からあります。
- 〇臨時委員 いろいろ区別性の問題で、問題に具体的にはなると思うのですけれども、その場合、やっぱり遺伝的な解析はどこまでいっているかというのがきちんと押さえていれば、将来に対応できると思うのですけれども、その辺はどの程度まで進んでいるのでしょう。
- 〇臨時委員 これらの花粉が少ないすぎに関する不稔性についての遺伝解析はやっているかという御質問ですか。
- 〇臨時委員 特定の遺伝子がもう同定されているのかとか。
- 〇臨時委員 いやいや、私どものところは、まだそこまで進んでいません。現象的な、少ないとか多いとかですね。

現在、こういう不稔性の個体が出てきましたので、これを母本にして交配をして遺伝的にどうなのかということに入りたいというふうに考えております。

- ○委員 今の恐らく繁殖方法はクローンで挿し木、そして何年間かやられたわけですよね。
- 〇臨時委員 はい。
- 〇委員 そうすると、遺伝的な解析がなくてもクローンで増殖するとすれば、それが年度ごと に何代も安定した形質であるということになれば、それでよろしいのではないかと私は思いま すが。

○委員 よろしいですか。

例えば今のお話を伺っていますと、やはりその花粉、葯の裂開というのがかなり重要な形質に将来かかわってくるということを考えられます。そうすると、例えばこの文言そのものをもう一度考えてみることはできるのでしょうか、どうなんでしょうか。

〇分科会会長 それはもちろんできると思いますけれども。

○委員 そうですか。例えばそうだとしますと、ここにアンダーラインを引いているところなのですけれども、雄花の多少及び雄花の花粉の多少という表現で、この2番目のこの雄花のというのは要らないのではないかと思うので。

それで、雄花の多少及び花粉の飛散の多少、あるいは花粉飛散の多少というふうにしますと、花粉の多少も含んでいますし、または花粉ができてもその葯から 飛散しないという内容も包含していると思います。つまり花粉飛散の多少というふうに後半の部分を検討されたらいかがかなと思います。

〇分科会会長 問題は、今、飛散の多少についても盛り込む必要があるかどうかということ になると思うのですけれども、〇〇委員の先ほどの御意見では、今現在はそこまでということ でしたかね、飛散の多少までも。

- ○委員 よろしいですか。
- 〇分科会会長 お願いします。
- ○委員 この件に関しましては、これでいいと思うんです。

だから、近々すぐに出てきてまた論議ということがあると、ちょっとあれかなという感じがする ものですから。

〇分科会会長 最近、この知財の分野では、法的な安定性というのは非常に大事なことなのですけれども、知財の分野、種苗は格別ですが、ほかの領域は毎年毎 年短いサイクルで法改正をやっておりまして、御案内のように、場合によっては種苗もそういう領域になるのかもしれません。けれども、とりあえずの現時点に おいては、雄花の多少及び雄花の花粉の多少で考えておくということです。この文言で適当でないというふうにお考えの委員の方、おいでになりますか。

つまり、将来的にはそういう問題も視野に入るけれども、現時点において〇〇委員が、あるいは永田審査室長がおっしゃるように、区別性の観点からはこの2つを挙げておくことが適切ではないかということです。

○○委員は、そこの点はもっといくべきだと、こういうことになりましょうか。

○委員 いえ、また改正することがあるようなことを考えると、今のうちに入れ込んだ方がいいのではないのかなという意見です。強く主張しているわけではございません。

○委員 今、御意見が出ていますけれども、野菜の方ですと、葯の中に花粉がたくさん入っていても、裂開しないで雄性不稔を保っているというのがいっぱいあ るんですね。ですから、すぎなんかでも、そのうちそういう形のものが見つかるのではないかという気もしますので、花粉が多いとか少ないで決めると、また文 言を改めるということになってくる可能性があるので、今、御提案のように、できれば、例えば花粉の飛散が多いとか少ないとかというふうなことで括ることが できないかというふうに思います。

だから、雄花の多少及び花粉の飛散の多少というふうなことで括れないかなという観点です。

〇分科会会長 この点、何か、どうですか。永田審査室長。

○審査室長 私どもの方では、花粉の多少と、その葯の先ほどおっしゃった飛散というのは 違うのではないかというふうに考えているのが1つです。

それから、現在すぎ、ひのきについて既に出願されている品種、あるいは育成中という話を、花粉の多少については、私どもそういう情報を得ておりますけれ ども、今おっしゃったような葯の裂開についての育種が進められているという情報を私どもは得ておりませんので、そういうのが仮に発見されたとしても、それ が品種になるまでの期間、今回の花粉のない品種につきましても、1992 年にその突然変異を発見してから現在に至るまで品種の育成に時間の経過を要してい るわけでございまして、今、そういう葯の裂開に関する情報はないということを考えますと、恐らく急にそれに着目した品種が出てくるということはちょっと想 定されないと思っておりまして、今現在品種改良されている、近々品種が出てくることが予想される花粉の形質、雄花の形質、あるいは花粉の形質について今回 重要な形質とさせていただきたいというのが私どもの考えでございます。

〇分科会会長 ありがとうございました。

将来的にはまたすべて、こういう区分の形質については見直しといいますか、追加というのは起こり得るところでございまして、適宜、機動的に対応していただければよろしいかというふうに思います。

いかがでございましょうか。もし皆様のただ今いただきました御意見等を踏まえましてですけれども、もしよろしければ農林水産大臣に対しまして、当審議会の意見を答申したいというふうに考えております。

重要な形質の案の内容につきましてですけれども、案をお示しして皆様の御意見を伺えればというふうに思っております。よろしゅうございますか。

御紹介をいたします。

亀井善之農林水産大臣にあてまして、農業資材審議会会長名で以下のように答申するということでございます。

まず、タイトルは種苗法第2条第6項の規定による重要な形質の指定について(答申)という ふうにいたしまして、「平成 16 年4月 21 日付け、16 生産第 404 号をもって諮問のあった表記 の件については妥当であると認める。」

このように考えているのでございますけれども、委員の皆様いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

〇分科会会長 それでは、御了解をいただいたものというふうに考えております。したがって そのように進めさせていただきます。皆様の熱心な御討議ありがとうございました。 以上で本日の分科会につきましては終了させていただいます。